

情報化社会における学校教育と情報モラル －著作権教育の枠組みの検討－

植田 義幸

四天王寺国際仏教大学紀要

第40号

2005年9月

(抜刷)

情報化社会における学校教育と情報モラル

－著作権教育の枠組みの検討－

植 田 義 幸

(平成17年3月31日 提出)

情報化社会の進展に対応する教育が学校でも行われている。情報技術や機器の操作だけでなく情報社会に参画する態度を涵養するために情報モラル教育の必要がある。本稿では情報モラル教育の中でも、近年とみに重要性が指摘されている著作権教育を取り上げ、現在の問題点とより望ましい著作権教育の枠組みを検討する。教職員にも著作権の重要性は認識されており、研修等の資料では著作権侵害をしないための留意事項が取り扱われているが、教職員や児童・生徒の権利を守るための教育は手つかずである。権利者と利用者を第三者、教職員、児童・生徒に分類し、その組み合わせによってどのような問題点と対応があり得るのかを検討した。その結果、第三者の著作物を教職員、児童・生徒が利用する場合も、教職員、児童・生徒が第三者に著作物を利用させる場合も、教職員が児童・生徒の著作物を利用する場合も、これまであまり指摘されてこなかった問題が存在し、現在の教育状況の変化や情報化の進展に対応した新しい問題も出現してきていることを指摘している。

キーワード：情報モラル、著作権、情報化社会、児童・生徒・教職員の著作権の保護

1 問題の背景

現代を規定する言葉に「情報化社会」「高度情報化社会」というものがある。必ずしも新しい言葉ではなく、1960年代には農業社会・工業社会に続く来るべき社会のあり方として唱えられた語である。たとえば、A.トフラーの『第三の波』はベストセラーになり、多くの人によって、未来の社会のあり方の一つとして意識された。

しかし、ハードウェアの普及やインフラストラクチャーの整備だけでは情報化社会は成り立たない。やりとりされる情報をどう扱うか、中でも、モノに関するデータというだけの情報ではなく「知的財産」(intellectual property)や「無体財産」(intangible property)と呼ばれる、特許や実用新

案、商標、著作物等の情報をどう扱うかが今後の社会の在り方に極めて大きな影響を与える。

国の戦略としても知的財産権が重要視されている。2002年に制定された知的財産基本法は「内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ」「付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため」「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする」(同法1条)としている。そして、同法に基づき「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進する」ため、内閣に知的財産戦略本部が設置されている(2003年3月。前身の知的財産

戦略会議設置は2002年3月)。同本部はわが国が目指すべき姿を知的財産立国だとする「知的財産推進計画」を策定している。

本稿では、知的財産権のうち、著作権を取り上げ、学校教育でどう扱うべきかを検討する。今日の情報教育推進の拠り所となる文書中でも「コンピュータやネットワークを活用した授業を推進することは重要であるが、推進に当っては、学校において権利侵害が起こらないよう、教員は著作権に関する一定の知識を身に付けると共に、児童生徒に対しては、例えばコンピュータの使い方を教える過程で、著作権について必要なことを教えるなどの配慮が必要」(文部科学省2002 p.128)とあり、著作権に関する知識が、教師として知るべき基礎的知識になっている。今後、現職教育、教員養成といった教師教育の全段階において取り扱う重要事項として扱われるべき問題なのである。

ところが、現在では、学校教育の現場においては、著作権に対する配慮が欠ける事例が散見される。たとえば、教育目的ならば、著作物をどう扱ってもよいという誤解があったり、児童・生徒同士によるファイルのやりとりの中で相当数の著作権侵害があったりすることが推測できる。

小・中・高校の学習成果がウェブページとして公開される例も増えているが、非常に水準の高い成果が示されている一方で、何に依拠しているかが示されていないものもある。

高校生を対象にした授業実践において、授業前の著作権に対する意識は低いことが明らかにされている(神月ら2004)。一通りの倫理観を備えているであろう大学生でも、高校までに著作権に関する教育を受けてこなかったため、意識がさほど高くない事例も報告されている(木川2000、林・宮田2004)。

社団法人著作権情報センターが2004年に行った「学校における著作権教育アンケート調査」(回答

数1671)によれば、教職員の著作権に関する重要性の認識自体は比較的高い。例えば「あなたの学校では、教員自身が著作権に関する知識を身に付けることについて、どのように考えられていますか」という問に対して、「学校や教員が著作権を侵害することのないように」知識を身に付ける必要があるという回答(57.9%)と「子どもに対して正しい知識を教えるために」知識を身に付ける必要があるという回答(36.3%)の選択率が高い。

それにも関わらず、著作権法35条のような著作権の制限規定の詳しい内容を知る教員の数はいくつか少なく、実際に授業で著作権を取り上げている教員の数も低く、教材の活用も進んでいない。過去3年間に著作権に関する研修を受けたことのある学校が、全体の半分以上しかない(44.9%)。調査報告書では「100%の教員が生活指導(生徒指導)に関する研修を受けていることと対比すると、著作権に関する教員研修の優先度が低い」と指摘している(著作権情報センター2004)。

学生に課したレポートで、何人かの学生のレポート中に同一の表現が見つかったため、調べたところ、あるウェブページの表現をそのまま用いたものであることがわかったといった例を聞くこともある。将来教壇に立ち、児童・生徒を指導する立場に就くことを希望している学生を教える教職課程の授業で、基本的な知識を与える必要を痛感する。

1977年の学習指導要領改訂以来「暗記するだけの詰め込みはよくない。自分で調べることは良いことである」という姿勢が強調されているが、情報モラルに相当する教育はあまり重視されていないことがわかる。情報化社会には新たなモラルが求められている。

さらに、情報化の進展や国際条約の整備等にもなっており、著作権制度はほぼ毎年のように変更されており、技術的な発展とも相俟って非常に複雑

になり、俗人の知識と専門家のそれとが乖離しているとも指摘される（名和2004）。

児童・生徒・学生^{注1)}や教職員が学習過程や校務で学校の設備を用いて他人の著作権を侵害して財産的損害を与えたり、人格権の侵害をしたりすると、教職員本人が関わった場合はもちろん、管理者として教職員や教育委員会等の責任を問われる可能性もある。

本稿では、学校の構成員（教職員、児童・生徒）が著作物を利用する場合のみでなく、著作権等を持つ場合も含め、どのような問題があるかを考え、教員が留意すべき点を教師教育の視点からも検討していく。

2 学校教育の情報化と著作権

2.1 学校の情報化の現状

総務省2004『情報通信白書』によれば、わが国のインターネット利用人口は7700万人、人口の60%に達している。インターネットの世帯普及率は88.1%、ブロードバンド契約の数が1500万世帯、利用人口が2600万人となっている。企業普及率は98.2%、事業所普及率が82.6%となっており、ほとんどの企業が何らかの形でインターネットを利用しているものと考えられる（いずれも2003年度末）。家庭へのパソコンの普及率は65.7%（2004年3月 内閣府消費動向調査）に達する。1990年代にインターネットの商業利用が認められ、インターネットサービスプロバイダが多数設立され、家庭からも簡単に超大規模ネットワークに参加できるようになった。さらに、携帯電話の低料金化とネットワーク利用可能な端末の普及によって、誰もがネットワークを利用できるようになった。日常生活のあらゆる場面でコンピュータが用いられ、仕事はネットワークを使って行われる時代である。

2004年7月の文部科学省「学校における情報教

育の実態等に関する調査結果」（2004年3月31日現在）によれば、公立の小・中・高校における教育用コンピュータの設置状況は、1校あたり40.0台、1台あたりの児童生徒数は8.8人である。インターネットに接続できる公立学校は、小学校で99.7%、中学校で99.9%、高等学校で100.0%となっている。そのうち、400kbps以上のブロードバンドで接続できる学校が71.6%である。また、74.4%がADSLや光ファイバー、CATV等の常時接続型の接続形態をとっている。学校のホームページを開設している学校は67.6%である。特に高等学校に限れば92.6%が学校のホームページを開設している。（文部科学省2004）

この調査によれば、コンピュータを操作できる教員は全体の93.3%に達しているのに対し、コンピュータを使って教科等の指導ができる教員は全体の60.3%にとどまっている。しかも「指導ができる」とは「教育用ソフトウェア、インターネット等を使用してコンピュータを活用したり、大型教材提示装置（プロジェクタ等）によってコンピュータ画面上のネットワーク提供型コンテンツや電子教材などを提示しながら授業等ができる場合」であり、学習指導でコンピュータを使えることを意味するに過ぎない。コンピュータ上でどう情報を扱うべきかを理解している教員の数ほさらに少ないだろう。坪井らは、教員約10500人に対しアンケート調査を行い、知識不足とともに、知識が不足していることに対する自覚から自信が持てず、十分に情報の取り扱いを指導することができないことを明らかにしている（坪井ら2000）。

2.2 学校教育における著作権への対応

このような情報化の実態の中で、学校では著作権はどう扱われるべきだと考えられているだろうか。ルールとして教えるよりもむしろ「情報モラル」教育の一環として扱われているようなので、

以下では情報モラル教育を含め整理する。

学校教育の情報化を進める契機となった1984年の臨時教育審議会第1次答申で「社会の情報化の進展が（中略）人間に及ぼすマイナスの要因に教育がどう対応すべきか」を考えて教育の改善を進めていかなければならないという指摘があった。同審議会の第2次、第3次、最終の各答申では具体的方策が述べられている。特に第3次答申では、第5章（1）「情報モラルの確立」において「情報化社会を望ましい方向へ導く基本的社会ルール」として情報モラルの早急な確立が必要だとする。そして「情報モラルは、交通道德や自動車のブレーキに相当するものであり（中略）情報機能を最大限に発揮するための前提となる」とする。

臨教審答申の直接の影響を受けて1989年に改訂された学習指導要領では、小・中・高校の各教科、道德、特別活動のそれぞれにわたって情報化への対応が図られている（詳しくは文部省1991）。

1996年の中央教育審議会『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』では、第3部第3章「情報化と教育」の[5]「情報化の『影』の部分への対応」で「一人一人が情報の発信者となる高度情報通信社会においては、プライバシーの保護や著作権に対する正しい認識、「ハッカー」等は許されないといったコンピュータセキュリティの必要性に対する理解等の情報モラルを、各人が身に付けることが必要であり、子供たちの発達段階に応じて、適切な指導を進める必要がある」ことを指摘している。

知的財産基本法（2002年制定）では「国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずる」（21条）とする。

現在の教育の情報化に大きな影響を与えた1998年の情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議最終報告（『情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて』）においては「情報社会に参画する態度」を養うための学習の範囲として、情報技術と生活や産業の関連とならんで、情報モラルや著作権があげられている。これらの学習を通じて「単なる情報の受け手としてでなく、自らが情報の発信者になる場合の態度の育成が重要」だと指摘している。

『情報教育の実践と学校の情報化～新「情報教育に関する手引き」～』においては次のように述べる。「コンピュータやネットワークを活用した授業を推進することは重要であるが、推進に当たっては、学校において権利侵害が起こらないよう、教員は著作権に関する一定の知識を身に付けると共に、児童生徒に対しては、例えばコンピュータの使い方を教える過程で、著作権について必要なことを教えるなどの配慮が必要である。」（文部科学省2002 p.128）とある。

知的財産戦略本部による「知的財産推進計画2004」では、児童・生徒、社会人一般、実務者向けの普及・啓発事業や、著作権講習会の実施、知的財産教育・研究・研修の推進、基盤整備がうたわれている。また、「知的財産教育に関する児童・生徒向け教育及び教員向け研修を推進する」として、知的財産教育プログラムの策定や教材の作成・提供、教員向けの研修など、知的財産に関する教育事業が予定されている（第5章2.）。

文化庁の施策としては「著作権学ぼうプロジェクト」がある。学習ソフトの開発やマンガによる啓発事業とともに、教職員向け講習会、教員向け手引書の作成、著作権教育研究指定校による著作権教育の具体的手法の研究開発があがっている。

IT戦略本部「IT政策パッケージ-2005—世界最先

端のIT国家の実現に向けて―」（2004年2月24日）では「子どもたちが情報社会に主体的に対応できるよう、2005年度中に、情報モラルやマナーについての効果的な指導手法を検討し、その指導手法を実際にモデル校で実施するとともに、教員向けの指導資料の作成・配布等により指導手法の普及を図る」とする。

このように様々な施策で著作権が重視され、啓発が図られている。学校教育においては、どのように著作権を扱おうとしているのだろうか。教育内容の面から検討してみよう。何を教えるべきだと考えられているのだろうか。

文部科学省の考えは学習指導要領に示されている。1996年の中教審答申を受けて1998年に改訂された学習指導要領では、初等教育の段階から情報モラルを指導することになっている。

小学校では「各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実するとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」（小学校学習指導要領総則第5「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」2(8)）とされる。

中学校では技術家庭科に必修の領域として「情報」が設けられ、高等学校では普通教科「情報」が設けられ、必修とされている。

中学校の技術家庭科の内容のBとして「情報とコンピュータ」が設けられ、「(1) 生活や産業の中で情報手段の果たしている役割について、次の事項を指導する。」「イ 情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えること。」とある。また「(4) 情報通信ネットワークについて、次の事項を指導する。」とし、「イ 情報を収集、判断、処理し、発信ができること。」とある。さらに、内容の取扱いに「(1) のイについては、インターネット等の例を通して、

個人情報や著作権の保護及び発信した情報に対する責任について扱うこと。」とする。

高等学校「情報A」では「2 内容」の「(4) 情報機器の発達と生活の変化 ウ 情報社会への参加と情報技術の活用」で「個人が情報社会に参加する上でコンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に使いこなす能力が重要であること及び将来にわたって情報技術の活用能力を高めていくことが必要であることを理解させる」とし、「3 内容の取り扱い (2)」で「ウについては、情報の伝達手段の信頼性、情報の信憑性、情報発信に当たっての個人の責任、プライバシーや著作権への配慮などを扱うものとする」とされる。

科目の目標に「情報化の進展が社会に及ぼす影響を理解させ、情報社会に参加する上で望ましい態度を育てる」とある「情報C」においては「2 内容」の「(3) 情報の収集・発信と個人の責任 ア 情報の公開・保護と個人の責任」で「多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる」とし、「3 内容の取扱い (3)」で「内容の(3)のアの情報の保護の必要性については、プライバシーや著作権などの観点から扱い、情報の収集・発信に伴って発生する問題については、誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響、不適切な情報への対処法などの観点から扱う」とする。また、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 (1)」で「各科目の指導においては、内容の全体を通して情報モラルの育成を図ること。」とある。

国レベルの施策を受け、教育の情報化に対応するため、教育委員会などでも情報モラルの教員向け研修や生徒指導用の資料を多数提供し、文化庁も多くの資料等を発行している。本稿をまとめるにあたり、学校教育において著作権がどのように

扱われるかを調べるために、著作権に関する概説書や学校の情報化を取り上げた解説書、公的機関や教育委員会が教職員の研修用に作成した資料等を参照した。これらの資料には特徴があることがわかる。すなわち、権利を持つ人を学校外の第三者と設定し、教職員や児童・生徒が著作物を使用・利用する場面を扱うことが圧倒的に多いのである。著作権以外の分野（例えば、セキュリティや情報リテラシー、プライバシーの保護）においては、児童・生徒や教職員が被害者になることを避けたり、児童・生徒の情報を守ったりするにはどうすべきかという発想で述べられているのに対し、著作権に関しては、児童・生徒や教職員が侵害しない、言い換えれば加害者にならないようにという発想と、教職員が授業や校務を遂行する上で、どうすれば著作権を侵害せずに進められるかを説明しており、教職員や児童・生徒が権利を持つ場合にはあまり触れられていない。

著作権法30条以下の例外規定を活用してできるだけ手間をかけずに、金銭的な負担や面倒な手続きをせずに著作物を利用することを意図するあまり、限界の線引きに意識が向きすぎているのではないかという見方はうがちすぎだろうか。

このことを、教育委員会や教育センターが教員研修等のために作成した資料を例に説明する。これらの資料の多くが、著作権の制限の説明に大きなスペースがさかれている^{注2)}。

例えば、群馬県教育委員会『ぐんまIT活用ガイド 教育の情報化をめざして－モラル・セキュリティ編－』（2002、62ページ）では、「著作権の尊重」について学校で配慮すべき場合として「著作物を複製し教材として利用する場合」「著作物を試験問題として複製し利用する場合」「教育番組等を録画して利便する場合」「Webページに掲載する情報の著作権について」（p.10）、「コンピュータソフトウェアの著作権」（p.11）とする。いずれも他

人が作った著作物を利用する際の注意である。参考として、著作権法34条、35条、36条があげられている。

埼玉県教育委員会『「情報モラル教育」指導資料』（2005、53ページ）では指導上のポイントとして「児童の作品も著作物であることを気付かせる」（p.14）とあるが、事例としては「市役所のホームページの絵や文書をそのまま利用した」（p.14）、「音楽データを交換する電子掲示板を利用しようとした」（p.15）、指導対応として「著作権の侵害にあたらないように細心の注意をはらって著作物を扱うことを指導します」（p.16）とあり、この資料でも他人の著作物を利用する場合を扱う。

大阪府教育委員会『情報モラル指導資料』（2002）は高等学校向けの120ページに及ぶ詳細な資料である。内容として、電子メールや掲示板、ウェブページ、電子商取引等の紹介と利用上の留意点が説明され、指導案の例も掲載されている。関連する法令として、著作権法、不正アクセス禁止法、プロバイダ責任法、大阪府個人情報保護条例が収録されている。

この資料で著作権は「Webページの活用」（pp.24-27）、「情報のデジタル化」（pp.56-59）で扱われている。「Webページの活用」では、著作物や著作権の説明がなされ、「Webページからは、文章や写真を簡単に複製できますので、学校でWebページを作成する際に、生徒が意識せずに著作権やその他の権利を侵害することがないように注意する必要があります」（p.24）とある。そして、著作権の制限規定を紹介し、教育機関における複製や非営利の上演等の説明がなされ「生徒がWebページで発表するようなことが、これからは増えるものと予想されます。その際、他人の著作物を無断で使用することはできないことを理解させ、著作者から許諾を得る方法を学ぶことも情報モラ

ルのひとつとして教える必要があります」(p.25)と述べる。次に学習指導案が紹介されている。その目標として「著作権を始めとした知的所有権について理解させ、著作権者等から許諾をもらうなどの権利処理の方法を習得させる」(p.26)ことをあげている。「情報のデジタル化」の項では不正コピーを扱っている。こちらの指導案では「情報のデジタル化の利点を理解させ、デジタルデータの不正コピーが社会に及ぼす影響について考えさせる」(p.58)という目標が掲げられている。

岡山県情報教育センター『情報セキュリティ研修テキスト』(2005、15ページ)では「著作権について」で「絵や写真などはすべて著作物です。Webページ作成のために利用する場合、著作権者から許諾を得る必要があります」(p.14)、「学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解(許諾)を得ることなく一定の範囲内で自由に利用することができます」(p.14)と述べる。また「著作権の土台となる考えは、相手の創造性を尊重するということです。(中略)許諾を得る態度を育成することが大切です」(p.14)とする。

もちろん、制限の拡大解釈をしたり、より制限の範囲を広げようという主張がなされたりしているわけではない。いずれの資料にも少ないスペースでわかりやすい説明をしようという努力が見て取れるのであり、作成された関係者を非難するものではない。著作権の制限の説明のみがなされていると主張するものでもない。

しかし、このような教育機関・学校側の態度に対しては、権利者側からは不満の声が出ていることも事実である^{注3)}。

現行の著作権法が制定された当時、文化庁著作権課長補佐・課長を務めた加戸守行は「日本の場合には細かく書き込めば書き込むほど、(中略)著作権侵害とならないようなきわどい著作物の利

用を図る人が多いわけで、それが著作権をよく知っているという評価を受けるようであります」(加戸2003 pp.223-224)と述べる。加戸の述べるような意図があつてのものではないだろうが、教職員向けに著作権を説明するための資料の多くが、著作権の尊重を説く一方、教育活動の中で著作権がどう制限されるか、言い換えれば著作権者に断りなく利用できる範囲を示すことにつながっているように思われる。

学校教育に携わる人のみが権利保護意識が低いとも言えない。著作権制度全体を概説した文献(たとえば、加戸2003、斉藤2000、作花2004、半田2005)においても、学校教育に関しては著作権が制限されている場合の説明にスペースが費やされており、それ以外の視点については十分な説明はなく、学校関係者のみを責めることはできない。

2.3 情報化の進展と対応

先にも述べたように、情報化の進展に伴い、著作権に関する法的な規定等は大きく変わっている。弁護士の岡村久道によれば、1996年のWIPO著作権条約と実演・レコード条約の批准を目的にした1997年の著作権法改正を皮切りに、高度情報化社会への対応を目的にした「サイバー関連法」が多数成立している(<http://www.law.co.jp/link/cyberlawjp.htm> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/link.html>)。岡村のいうサイバー関連法は広範囲にわたるが、ここでは、著作権法に限定して、本稿に関連する最近の法改正を簡単に整理しておこう。

①教育機関における著作権制限(35条(35条1項)) 改正(2003年)

学校教育に関連した法改正のうち、大きなものが35条の改正である。従来は、複製が認められるのは、学校その他の教育機関において教育を担当

する者のみであった。改正により「教育を担任する者及び授業を受ける者」と改められ、学習者も複製できることになった。

②遠隔教育における著作権制限（35条2項新設（2003年））

ネットワーク技術の向上と普及に伴い、日常的に行われるようになってきた遠隔教育に対応するために設けられた。ただし、主会場と副会場で同時に同じ著作物を用いる場合に限られるなど、遠隔教育の特性を十分に生かせない規定になっているとの指摘もある（井上2004）。

③試験における著作権制限（36条改正（2003年））

インターネット等のネットワークを利用した試験に対応する目的でなされた改正である。従来は公表された著作物を複製することのみ許諾なくできたが、それに加え、公衆送信ができるとしたものである。また、従来は無かった「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」とのただし書きがつけられた。

④送信可能化の概念の創出と公衆送信権への送信可能化権の包含（2条9号の5、23条1項（1998年））

改正前は、実際の送信が権利の対象であったので、個々の送信行為を権利侵害と考える必要があった。この改正によって、自動公衆送信装置への蓄積や入力に権利が働くことになった。つまり、未だ誰からも閲覧されていないウェブページであっても、サーバにアップロードした時点で権利侵害に問われることになる。

⑤上映権の範囲拡大（22条の2（1999年））

改正前は上映権は映画の著作物にのみ適用されていたが、この改正によって、すべての著作物に広げられた。授業で小説や詩、絵画をOHPやOHCでスクリーンに映すことも含まれる。

3 学校における著作権の利用に関する留意点

学校教育ではどのような著作物が用いられるだろうか。著作権法には著作物の定義（2条）と例示がある（10条）。10条は例示であり、これ以外のものがいっさい保護されないというわけではなく、2条の定義にあてはまるものは保護されることになる。すると、著作権の対象として保護されるか否かは主に「思想・感情」と「創作性」の有無にかかるが、職業的著作者の作るもののみが著作権によって保護されるわけではなく、児童・生徒が創作したものであっても、何らかの思想や感情が表れていればよい。習字の練習として書き写した文字は保護の対象とならないだろうが、作文や日記は保護の対象となる。著作権は創作のみによって発生する無方式主義をとっており、知的活動を行うものであれば誰もが権利者となるし、その成果である著作物の市場での価格や著作者の著名度は法による保護には影響を及ぼさない。

これらの著作物が学校教育の場では、どのように使われるか^{注4)}を考えてみよう。2で述べたように、学校教育と著作権との関わりは、「教員や生徒が著作権を侵害しないように」知識を学ぶことに主眼が置かれてきたと言ってよい。しかし、ここではそのあり方を考え直してみたい。

学校教育における著作権の保護は「第三者の権利を侵害しない」ことにとどまらない。教職員が教育活動や校務分掌で作る著作物や児童・生徒の学習成果である著作物も守るべき対象として考えなければならない。岡本薫は「人権侵害を『しない』『されない』『させない』」（岡本2004 pp.196-201）とする。学校にあてはめれば、教職員や児童・生徒が第三者の権利を侵害しない、教職員や学校の権利を学校外の第三者に侵害されないように防御する、児童・生徒が持つ権利を第三者に侵害させないように適切に管理することを意味する。

本稿ではもう少し詳しく検討してみたい。表1は、権利者と利用者の関係を整理したものである。権利者は3つに分類できる。すなわち、学校外の第三者が権利者の場合、教職員が権利者の場合、児童・生徒が権利者の場合である。なお、著作者と著作権者、著作隣接権を有する者等を区別せずに著作物に関して何らかの権利を有する者を「権利者」と表現する。利用者側も3つに分類できる。すなわち、第三者が利用者の場合、教職員が利用者の場合、児童・生徒が利用者の場合である。

		利用者		
		第三者	教職員	生徒
権利者	第三者	①	②	③
	教職員	④	⑤	⑥
	生徒	⑦	⑧	⑨

表1 著作物の権利者と利用者との組み合わせ

これらを組み合わせると、9通りの場合が考えられる。表中の①～⑨は、それぞれ①「第三者が権利者」で「第三者が利用者」、④「教職員が権利者」で「第三者が利用者」、⑦「児童・生徒が権利者」で「第三者が利用者」などを表す。

①については、学校外でのできごとであるから、どのような手続きをすれば利用が可能であるか、権利侵害になるのはどのような場合か等の情報収集が必要であると述べるにとどめておく。①を除く8つの場合を適切に扱ってはじめて学校教育における著作権の望ましいあり方につながる。ただし、⑤は教職員同士で利用する場合、⑥は教職員の作った物を児童・生徒に利用させる場合、⑨は生徒同士で利用する場合である。この3つも検討の必要があるが、今のところ、問題視されたり、法的な争いが生ずるとい例が少ないようなので割愛する。以下、②～④、⑦、⑧の5つの場合について事例や教職員としての対策・留意点を含めて検討していく^{注5)}。

3.1 第三者の著作物を使う場合

学校教育と著作権との関わりの一つは外部の権利者の持つ権利を守ることである。教職員が自らの教育活動の中で侵害しないように、児童・生徒が他人の権利を侵害しないようにする手だてを考え、必要なときには許諾を求めたり、補償金を支払ったりする仕組みを整えることが学校や管理する者の責務である。学校外の第三者が権利を持つ著作物をどう利用するかを考える。表1では②と③にあたる。この2つは、従来から検討されてきたものである。

学校外の第三者が権利を持つ著作物を、教職員が主体となって利用する場合としては、授業で用いる場合と、授業外（課外）の教育活動で用いる場合、直接の教育活動でない校務で用いる場合がある。

そのうち、許諾を得ずに使えるのは、著作権法30条（私的使用のための複製）、32条（引用）、33条の2（教科用拡大図書等の作成のための複製）、35条（学校その他の教育機関における複製等）、36条（試験問題としての複製等）、37条（点字による複製等）、38条（営利を目的としない上演等）、43条（翻訳、翻案等による利用）で著作権等が制限されているときである。なお、教育関係については、33条（教科用図書等への掲載）、34条（学校教育番組の放送等）が関係するが、学校現場で教科書や教育番組を作るわけではないので、ここでは考えない。

授業の過程においては、複製等が35条の範囲内で行われることが多く、楽曲の演奏や映画の上映などは38条に基づいて行われている。授業の過程以外の自主的な学習活動や校務については、これらの規定は適用されない。したがって、職員会議で配布する資料や教育委員会に提出する書類に他人の著作物を複製することは違法である。

36条に基づく試験問題としての複製はどうだろ

うか。複製自体は無許諾で利用できる。しかし、予備校が大学入試問題の作成を受託するという報道がなされており、既にいくつかの大学が利用しているとされている。このような場合、大学側が試験の実施主体として関わらなければ、営利目的であり補償の必要があるとされたり、36条の適用がなされないこともありうる。就職試験で用いられるSPIテストのように、公開された問題の中から問題を選ぶような場合は、本条が想定している「試験の秘密の保持」の側面が薄れ、本条の適用外とされる可能性もある。小学校でよく利用されている教科書に準拠した市販のテストの場合は、本条の適用外であるとの判決が見られる（東京地裁平成15年3月28日判決 判例時報1834号95頁）。

37条について、視覚障害のある児童・生徒のための点字化は許されるという趣旨である。しかし、録音は許されていない。点字は読めない人の方が多いのだから、点字化されても権利侵害は小さいと判断されるのに対し、録音された著作物が広まると、著作権者の利益を不当に害するおそれは大きい。ことに、最近は小説やエッセイの朗読テープやCDが多数販売されているため、それらの販売に影響を及ぼしうる朗読の録音を点字図書館等以外で無許諾で行えるようになることはないだろう。盲学校等における教育にとっては制限範囲の拡大を求めたいところであるが、権利者への許諾の手続きや補償を設置者が配慮することで補う必要があらう。

これらについては、2.2で述べた研修資料等で詳しく説明されていることが多い。つまり、教職員が教育を進める上で他人の著作物を自由に利用できる範囲を明確にすることがこれらの資料等の目的である。しかし、例えば35条は、拡大解釈され利益を不当に害されることが甚だしいという不満を権利者側が述べることが多い。このことについても学校を管理する立場にある教育委員会等が

詳しく説明して、注意を喚起しなければならない。

児童・生徒が外部の人が権利をもつ著作物を利用する場合も考えなければならない。条文を列举すると、30条、32条、35条、38条が関係する。30条、32条は、教職員の場合と同様である。

35条1項は2003年に改正され、複製の主体として「教育を担当する者」に加え「授業を受ける者」が新たに定められた。これは、近年の教育課程改革の中で一段と課題解決型の学習や主体的に調査を行う学習が重視されてきたことに伴うものである。従来から児童・生徒の複製があっただろうが、複製そのものは私的複製（30条）でとらえ、発表などをする場合は引用（32条）の範囲とみなすか、35条が制定された趣旨に照らして教育を担当する者の指導で行われているとするなどの解釈はできたものと考えられる（作花2005 p.345）が、明文で規定することで扱いが明快になった。これにより、児童・生徒が自分の学習用に様々な資料を複製したり、それを使って授業中に発表したり、他の学習者に配布したりすることができる。

利用者が児童・生徒の場合、他人の著作物を複製して作成した学習成果を提出することがある。そのまま返却や処分をする場合は著作権上の問題は生じないが、他に転用することがよく行われている。例えば美術の作品を校内に掲示したり、印刷して外部の人に配布したり、ウェブページに掲載したりすることは日常的に行われる。35条で利用できる場合については、翻訳、編曲、変形、翻案は許されるが（43条）、教育目的が明確な場合であっても、掲示（展示）や授業外での配布、送信可能化まで無許諾でできるかは疑問が残る。49条の目的外使用にあたり、著作権侵害に問われる可能性はある。

掲示や配布などの行為は児童・生徒が自ら行うのではなく、教職員が行うことになる。一目で

既存の著作物が使われていることがわかるならば避ければよいが、出所の明示がおこなわれず、著名でない著作物が使われていれば、教職員には判断できないだろう。日頃からの教育を通じて、児童・生徒の意識を高める必要がある。

学校や教職員がウェブページを作成して公開することが最近話題になることが多いので、ここでも検討しておこう。他人の著作物を勝手にウェブページ上で使うと問題が生じうる。ここではWWWの基本的な機能に関連した事項を考えておく。

一つは、自分のウェブページ内に他人の著作物を複製せずにファイルの位置を指定して利用することについてである。市販の書物やCDなどから無許可で絵や文章、音楽を複製して、ウェブサーバに蓄積し、受信できる状態にすることが送信可能化権の侵害であることは言うまでもない。しかし、WWWの仕組み上、既にWWW上に公開されているファイルのURLを指定するだけで、自分のウェブページ上に配置して表示することが可能である。自分のページ上で>というタグを挿入すれば、他人の画像ファイルを自分のページ上に表示することができる。このタグは、単に他のファイルがある場所を示しているに過ぎず、閲覧する人のパソコン上のブラウザがそのURLを解釈し、画面を構成して表示しているのだから、ページを作った人が複製行為を行ったのではなく、複製等によって送信可能な状態に置いたのものでないで送信可能化権の侵害にもならない。しかし、これが何の権利侵害にも問われないのはおかしいという主張がある。

また、フレームを利用したページで、外枠にあたる部分を自分で作り、内容にあたる部分に他人のページを表示することができる。読み込むページを一体として考えると、その一部だけを読み込んで当該のページとして表示すれば同一性保持権

の侵害にあたり得る。著作者名の表示が削られれば、氏名表示権の侵害にあたり得る。しかし、丸ごとの読み込みであれば、どちらにもあたらないだろう。

このような行為は、著作者の意図に反し、名誉や声望をおとしめるものであれば、人格権の侵害を問われる可能性はある。著作権法113条5項「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす」を加戸守行は「第4の権利として名誉・声望保持権とでもいえる性格のものを定めた」と述べている（加戸2003 p.652）。ページを閲覧する人に錯誤を起こさせる点でモラルやマナーに反すると考える人も多い。

しかし、わが国ではリンク自体の著作権侵害が争われ、司法判断がなされた事例は現在のところ無いと思われる（リンクが犯罪の幫助に問われた事例はある）。欧米における事例はいくつか紹介されている。「ワシントン・ポスト対トータル・ニュース社事件」は、被告トータル・ニュース社が、フレーム内に他社（ワシントン・ポスト、タイム、CNN等）のニュースを読み込むページを作り、別のフレームに広告を載せて広告料収入を得ていたという事例である。判決はなされず、和解で終わっているが、被告が原告作成のニュースをページに読み込まないという内容であることから、このようなページにいったい問題ないとはいえないようである（作花2004 pp.560-569）。

もう一つは、多くのウェブページにある「リンクを張ることに許可を得てほしい」という文言である。しかし、リンクを張ることは、上の例にもまして著作権については権利侵害等にあたらない。「リンクを張る」ことのみによっては、リンク先には何の影響も生じない。印刷物にウェブページのURLを紹介することと変わらない。

自校のウェブページにそのような文言を入れる

効果があるだろうか。例えば、市内の他の学校から許可を求められれば許可せざるを得ないだろう。しかし、許可を求めてくるような他校が断らずにリンクを張ったからといって問題になるだろうか。逆に、好ましからざるページから許可を求められたときに断ったとして、それが抑止力になるだろうか。そもそもそのようなページの運営者が許可を求めるだろうか。逆に、自校のページから他のページへのリンクを張るとき、学校の公的なページが参照するようなウェブページならば、おそらく有用なページであり、多くの他の学校からもリンクを張ろうと考えるだろうから、リンク先のページの開設者や担当者に手間をかけさせる。以上のように考えたとき、マナーやエチケットの問題として許可を得るべきだという意見もあるが、ウェブページとして公開したものは公のものであり、その場を指し示すだけのリンクを張るという行為に対して許可を出したり、求めたりすることが無意味であることがわかる。著作権とも無関係の問題であるとしてよいだろう。

ここで述べた、外部の第三者の著作物の利用について、おそらく（筆者も含め）多くの教職員や児童・生徒が一度も著作権を侵害したことはないとは言えないだろう。特に35条にしたがって複製された著作物の目的外使用は多いのではないだろうか。当初は授業で使うために作成した資料を、授業が終了したからといってその都度廃棄することを徹底することは難しいし、授業と研究との境目は曖昧である。授業実践で用いた資料を使って引用にあたらぬ使い方での研究発表をしてしまうこともないとは言えない。先に述べた文化審議会著作権分科会の審議内容から推測できるように、学校での著作権制限は広げられることはないだろう。権利侵害を避けるために様々な方法が試みられているだろうが、二つの方法を指摘しておく。

一つは、権利者と交渉することである。学校と

無数にいる個々の権利者の1対1での交渉は不可能なので著作権者団体等との交渉が望ましい。2004年12月には、日本文藝家協会と東京の私立中学・高校108校とが協定を結んだことが報道されている（『毎日新聞』2004年12月17日）。当事者による説明ではないので詳細は不明だが、この協定によれば年間20000円の定額で日本文藝家協会に所属する会員の作品を利用できるということである。

もう一つは、各々の権利者がどこまで自分の著作物を自由に利用してもよいと考えているかを明らかにしていくことである。それが明らかでない著作物の利用に慎重になるという意識も広まる。文化庁では著作物を「他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク」として「自由利用マーク」を提唱している（<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>）。このように著作権者等の意思を明示することは児童・生徒への教育効果という点からも効果的であろう。

3.2 教職員と児童・生徒の著作物を第三者にさせる場合

教職員も、著作物を創作すれば著作者・著作権者になる。教職員が創作する著作物の著作者は誰だろう。職務著作とも考え得るが、職務著作の条件としては①法人等の発意、②法人等の業務に従事する者の創作、③職務上の行為としての創作、④法人等が自己の名義で公表、⑤契約や勤務規則で定めがない場合（著作権法15条）の全てを満たすときである。日々行う授業や講義も著作権の対象になりうるが、授業は学習指導要領や学校の教育課程に基づきながらも、教育の専門家としての教員の判断で進行され、細かい内容にまで指示は与えられておらず、個々の教員の裁量の幅が大きい。したがって法人著作とすることは難しい。

また、授業は教員だけが作るものでもない。優

れた知識や技術等を有する社会人活用の一環として平成元年から導入された特別非常勤講師だけでなく、近年ではゲスト・ティーチャーや学校ボランティアに授業に参加してもらう試みが広がっている。中には、同じ内容で学校外で講演等をすれば相当の謝礼を払わなければならないような専門家が、公教育だからということで実質的に無償で授業を引き受けている場合もあろう。授業に参加する児童・生徒も授業の重要な構成要因である。

授業は参加した人々全員によって作られるものだということになるだろう。特に、特別非常勤講師やボランティアの人たちとは、授業をどう扱うかについて合意しておくべきである。記録としては、録音や録画されるもの、文字に記録されるものがあり、学校外に公開されるものもある。個人情報やプライバシー等についての意識は高くなっているが、これらの行為が複製権や上映権、公衆送信権の侵害にあたりうるという意識は高くない。謝金を支払っている場合でも同様である。謝金はそのときの活動に対して支払われるものであって、その後の記録の利用に対して支払われるものではないと考えられる。

次に学ぶ者の権利を第三者から守ることを考える。表1の⑦にあたる。岡本薫は、学習者が創る作品等の著作物を学校等が「預かっている」場合に、責任を持って保管・管理すべきであると述べる（岡本2004 p.201）。

児童・生徒が権利を持つ場合として、作文や研究成果、美術の著作物にあたり得る作品、実演等が考えられる。専門高校や大学では建築やプログラムの著作物も作られる。巧拙はさておき、通常考えられる著作物はすべて児童・生徒が作ることはありうる。商業的に大きな価値を生まないとしても「財産的価値は低いからいいだろう」とも言えない。

授業で作られたものをコンクールや懸賞などへ

出品したり、部活動の成果を演奏会で披露したりすることがある。著作物の種類としては、論作文や演奏・歌唱・弁論などがある。これらの出品や出演に際して「著作権は主催者に帰属する」という規定が設けられている場合があるが、この規定には注意を要する。「著作権のすべてを譲渡する」とあっても、著作権法61条2項では特段の契約がなければ翻案権、二次的著作物に関する権利は譲渡されていないとする。しかし、意図的にか、無意図的にか、この規定は無視され、以降の利用がまったくの無許諾で行われることがあるし、著作権は譲渡できても著作者人格権は譲渡できないのだから、規定の意味を確認すべきである。このようなわずらわしさを嫌ってか、61条2項を変えようという議論がある。

文化庁文化審議会著作権分科会審議経過報告第1章Ⅱ1(1)④「契約」に関する規定の見直し(2003年1月)では「契約内容が明確な書面による契約が少ないという我が国の著作権に関する契約の実態を踏まえ、著作権法の中には、本来は当事者同士の契約に委ねるべき事項を法定している規定が存在するが、適切な契約を行う習慣の拡大によって、著作物等の創作・利用形態の変化・多様化に対応していくためには、これらの規定を廃止して著作権法を単純化することについて、契約慣行の定着状況を踏まえつつ、検討する必要がある」とする。仮に、現状のままこの規定が廃止されれば、教職員が児童・生徒の著作権を守るという視点からは重大な変更である。

したがって、教職員はよかれと思って、児童・生徒に無断でコンクールや懸賞に応募してはいけない。児童・生徒の公表権の侵害にとどまらず、著作権すべてを譲り渡すことになれば、回復困難な事態に陥ることもある。

児童・生徒の著作物を外部の第三者が利用した例については、判例が見られる。有名サッカー選

手である原告が中学時代に書き、卒業文集に掲載された詩を、被告らが出版する書籍に許諾無く写真製版により全文転載した事件につき、引用にあたる被告らの主張は退けられているが、公表権の侵害は認められなかった（「中田英寿事件」東京高裁平成12年12月25日判決 判例時報1743号130頁）。この事件においては、複製権の侵害は認められたけれども、公表権については、対象となった詩が同級生と担任教師らに対して300部以上も配布された文集に掲載されており、著作権法でいうところの公衆に対して配布されたものであるから既に公表されたものであるとした。著作者人格権があくまでも名誉や信用といった人格的利益に裏打ちされた権利であることから、判決に誤りはないとしても、一般的な感情としては、人格形成の途上で作った著作物を集めた、関係者の目に触れることしか考えない「文集」を、不特定多数の目に触れる市販の書物で利用し利益をあげることに違和感を感じざるを得ない。仮に引用の範囲でとどめられていれば、対抗する手段はなかったことになる。学校関係者はプライバシーを守るとともに、他人の著作物を預かっているに過ぎないことを自覚しなければならない。

今日、教職員や児童・生徒が作る著作物で、最も侵害の危険にさらされているのは、ウェブページである（安易に侵害してしまう危険も大きい）。学校外の第三者に侵害される例として、ダウンロードや印刷をして複製する場合、自分が作成したと偽って出版したり自分のサーバにおいて複製権や送信可能化権を侵害したりする場合がある。また、3.1で述べたように、フレームの中に表示したり、サーバ内のファイルを直接指定する方法で第三者のウェブページで使われても、現状では強制力をもってやめさせることは難しい。一つの方法は、ファイル名を変更することであるが、頻繁かつ大量になれば難しい。同一性保持権や氏名表

示権を行使して侵害を防ぐことが現実的な対策ではないだろうか。すべてのページの背景画像に学校のロゴマークを使ったり、JavaScript等を使って、氏名表示をし続けるようにすれば、それらを削除すると氏名表示権の侵害になる。各々の画像ファイルにも著作者名を表示する。自分のページもフレームを利用してフレーム間にまたがるように画像を置けば、単独のフレームを使われたときに同一性保持権侵害を主張できるのではないだろうか。

3.3 児童・生徒の著作物を教職員が使う場合

最後に、児童・生徒の著作物を教職員が使う場合を考える。表1の⑧にあたる。⑧については、従来は児童・生徒の著作物を教職員が自由に扱えると考えられてきた節がある。学習指導上の必要から手直しをすとか、創作の段階から教師が主導的に進め、児童・生徒が従属的な位置づけにあることも多かったであろう。しかし、教育全体が個性重視の原則に基づき、個々の児童・生徒を尊重するものとなっていることから、十把一絡げに扱えるものではなくなってきている。児童・生徒の著作物は、学習成果を教員に示すために提出されたり、演じられたりすることも多い。これらの提出物や演技等について考えてみたい。

まず著作者人格権の側面から考えてみよう。

児童・生徒の作品や演技を公衆に提示したときには公表したことになる。著作物を公表するか否か、いつ公表するかは著作者が決める権利を持つ。もちろん、発表会や授業中に演技をしたり作品を朗読する程度は、その機会に参加すると決めた時点で黙示的に了解しているであろうことが常識的に推測できる。

しかし、公表権は著作者が持つものだから、そうでないものを教員が勝手に公表してはいけな。従来は、おそらく、教員に提出された作品をどう

扱うかは教員の判断に任されていただろう。肯定的な評価がなされようと、否定的な評価がなされようと、提出された作品等を公にすることは控える必要があることになる。

氏名表示権についても同様である。教育的な目的から、匿名のまま「悪い例」「良い例」等として他の児童・生徒に示されることがある。小・中・高校では少ないが、大学生や大学院生と指導教官等の間では、論文の氏名表示の有無や順番をめぐるしばしば争いがある。いくつかの判例があるが、いずれも「指導した」という事実のみをもって指導教官のみの氏名を表示することは認めていない。実質的に誰がその論文を執筆したかという点が基準になる。人格に関わる問題として、著作権教育の要素として取り入れる必要がある。

同一性保持権も問題になることが多い。学校と学生との間で著作物を利用する際に、同一性保持権が問題となった事件として「法政大学懸賞論文事件」がある（東京高裁平成3年12月19日判決判例時報1422号123頁）。この判決では、大学が募集した懸賞論文に当選した大学院生の論文を、大学発行の雑誌に掲載する際に、大学側が行った送りがなや読点、記号等の表記上の変更、改行位置の変更について、同一性保持権の侵害と判断している。高等教育で学ぶ学生と初等・中等教育を受ける生徒とでは、必ずしも同一の条件で判断されないとしても注意すべきである。高等学校以下の児童・生徒の場合は、相当程度は教員による指導が認められてもよいかもしれない。それでも、本人の個性が表れている、作品の本質的部分を改変することは避けるべきだろう。

教授者と学習者との関係は常に融和的・良好なものとは限らない。「おとなの中学生事件」では、判決は、生徒（ただし、夜間中学の生徒なので成人である）の作文に「事実関係の誤りがあったり、他人をいたずらに非難、中傷する部分があるなど

して、これをそのまま文集に掲載することが教育上好ましくないと判断するときには」教師は修正、削除を指導でき、生徒が指導に従わないときは、文集に掲載しない措置をとることも許されるとする。しかし、生徒の了解を得ずに削除・修正したり、削除・修正した作文を当該生徒の作文であるとして文集に掲載することや掲載を希望しない作文を掲載したりすることは、裁量権を逸脱し、生徒の人格権を侵害する行為であると述べる（大阪地裁平成13年7月25日判決 判例時報1777号 85頁）。たとえ、教員の目からは稚拙なものであっても、児童・生徒にとっては、その時点での能力を最大限に発揮して創りあげた、思い入れのある作品であるかもしれない。善意からあるいは教育的な配慮のもとに行った改変であっても、人格権の侵害と感ずることもあるだろう。

財産権については、美術の著作物の展示について考えておく。美術の著作物と発行されていない写真の著作物の展示権は著作権法25条に規定されているが、45条1項で原作品の所有者には展示が可能であるとされる。しかし、児童・生徒が提出した美術や写真の著作物を保管しているからといって学校や教職員が所有者と言いつけるのかどうかはそれぞれの場合でその都度判断する必要がある。この規定の意図するところは、美術の著作物を購入した人が所有権に基づいて展示する権利を定めたものである。この規定がなければ、美術の著作物を買っても、個人的に楽しむ以外には広く見せることができず、結果として流通を阻害するからかえって著作物の価値を低くしてしまうことになる。この理解で述べれば、たいていの場合、学校や教職員は児童・生徒から提出された作品は対価を支払って所有しているのではなく、預かって管理しているに過ぎないと考えるべきであろう。したがって、従来から強く意識されることなく行われている校内への掲示等も、本来はあらか

じめ断っておく必要があることになる。児童・生徒の作品が屋外に置いてあることも多いが、同条2項では、1項の規定は屋外への展示には適用されないとある。たとえ、児童・生徒の作品の所有権を得ても、屋外で人の目につくところに恒常的に設置することはできない。このことは、次の46条とも関わる。

著作権法46条では、美術の著作物の原作品が屋外に恒常的に設置されている場合、彫刻を彫刻として複製したり、別の屋外に設置するために複製したり、販売目的で複製したりしなければ、自由に利用できる。街を歩くと、児童・生徒の絵画等の作品が使われているのを見ることがある。街頭に展示すると、第三者は販売目的でなければ複製できるし、利用できることになる。街の色々なところにある絵や版画、彫刻の写真をとるといったことは自由なのである。

児童・生徒が持つ著作権を守ることは、児童・生徒が第三者の著作権を守ることにつながるだろう。著作権について学習すれば、ことさら児童・生徒にも著作権があるということを強調しなくても、定義に従って順を追って考えていけば児童・生徒は自分の作品や実演が保護される対象であることを容易に理解するだろう。教員が安易に手直しをしたり、公表することを望まないものを公表したりするような経験をすれば、「他人の著作権を守るべきである」と言われても、その教育効果は弱められてしまうだろう。

4 おわりに

今後、情報化がさらに進展し、あらゆる種類の情報がデジタル化されるとともに、創作を促す環境が整備されるにつれ、著作権に対する正しい理解がますます重要になることは間違いない。そのような状況で、著作権教育の内容をどのように構想していけばよいだろう。

今後の著作権教育の目標として、文化審議会著作権分科会2003「審議経過報告」第4章「著作権教育小委員会における審議の経過」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102e.htm)では「すべての児童生徒の発達段階に応じ、例えば次のような段階的目標を設定することが考えられる」とし、

- ①自分が創ったものに関して「他人からされたくないこと」などを考えさせ、人々が創ったものの利用について「決まりを作ること」の必要性を理解させること
- ②現行の法律ルールに基づき、「無断ではいけないこと」などの「決まり」の具体的内容を理解させること
- ③自分が創ったものについては「無断で利用されない」という権利を持つことを理解させ、他人に「了解を与える」ことについて、自ら判断し意思決定ができるようにする

として3点にわたる目標が示されている。本稿では、これらを目指して教員が教育を進める上で留意すべき点をいくつか指摘できたと思う。

岡本薫は、今日様々な機器が普及し『『日常生活の中で、他人のコンテンツをうっかり利用してしまい、訴えられる』という危険に直面するようになった』という。これらの機器が利用にも創作にも使えることから、『『一億総クリエイター、一億総ユーザー』という時代が突然に訪れた』という(岡本2003 pp.3-4)。学校教育でも、情報教育の付随的な扱いになっている情報モラル教育のさらに付随的なものではなく、重要な内容として著作権教育が扱われるようになるだろう。

また、名和小太郎は、著作権に対する理解を異にする4種類の集団の存在を指摘する。すなわち、①小説家や作曲家といった伝統的な著作者、②出版社やレコード会社など著作権ビジネスに参加している会社、③学術研究者、④エンド・ユーザー

である。従来は、この4つの集団は別々に存在し、互いに影響を及ぼさずに存在していた。しかし、第3の集団である学術研究者が作り上げたインターネットという場で、著作権を確保することが可能かどうか問題になっている（名和2000）。名和が言うように、著作者の中にいくつの立場が存在し、人格権の保護を求める層が増大すると、人格権の重要性が増すことが予想される。著作（権）者が経済的利潤を追求しない児童・生徒である学校教育では、著作者人格権が議論の前面に出てくるだろう。

教育の変質が、著作権制度を変えることも予想される。今日の教育の特性の一つに、私事としての性格が強まっていることがあげられる。教育が公のものであり、公共の利益を図るという目的から著作権法30条から50条にいたる著作権の制限規定の中に教育に関連する規定を数多く持つが、それらの条文で想定していた教育の公共性よりも私事性が強まってきている。

たとえば、35条には「法律で定める学校その他の教育機関」という文言がある。以前ならば、これらの教育機関は公の性質を強くもち、営利を目的としないことは明らかであった。株式会社立の学校はさておくとしても、法科大学院や会計大学院のような、学習者に対して強く直截的な経済的誘因を示す学校も増えている。高給を得ながら、授業料も企業が負担し、修了後は特定企業のために働く社会人大学院生も少なくない。このような学校であっても、公の教育機関であれば著作権の制限規定が適用される。著作権の制限規定の見直しも強く要請されていくだろう。私事としての教育に果たして35条による制限がいつまでも認められるだろうか。本稿でも触れたように、著作権者側の制限撤廃の要望は強まってきているし、デジタル化が進めばいずれは技術的保護手段によって複製等の利用が難しくなっていくだろう。

学校教育における著作権やその教育のあり方に今後も注目し、情報化に対応する教育をどのように進めるべきかを考えていく手がかりとしたい。

注1) 学校教育法に従えば、小学生は児童、中学生と高校生は生徒、大学生や大学院生は学生と表現すべきだが、煩瑣になるので、以下で「児童・生徒」または「生徒」とした場合、全てを含むこととする。

注2) 以下の資料を参照した。

岩手県立総合教育センター情報教育室2004『情報活用研修テキスト情報モラル』

埼玉県教育委員会2005『「情報モラル教育」指導資料』

群馬県教育委員会2002『ぐんまIT活用ガイド 教育の情報化をめざして－モラル・セキュリティ編－』

神奈川県立教育センター2001『教職員のための情報モラル』

栃木県教育委員会義務教育課2002『現職教育資料』450号

茨城県教育研修センター2004『情報モラル』

長野県総合教育センター（刊行年不明）『情報モラル・著作権の概要』

岐阜県総合教育センター（刊行年不明）『情報モラル インターネットと著作権』

奈良県教育委員会事務局学校教育課（刊行年不明）『保護者のための情報モラルの手引き』

大阪府教育委員会2002『情報モラル指導資料』

兵庫県教育委員会2005『指導の重点平成16年度』

岡山県情報教育センター2005『情報セキュリティ研修テキスト』

広島県立教育センター2003『情報モラル』

鹿児島県総合教育センター2003『情報モラルと著作権』

文化庁著作権課2004『著作権教育 5分間の使い方 場面对応型指導事例集』

文化庁著作権課2004『学校における教育活動と著作権』

文化庁平成16年度教職員著作権講習会（岡山会場）

2004

- 注3) 文化審議会著作権分科会2001「審議経過の概要」では権利者側から「教育の公益性は理解するがその公益実現のための費用は公的資金によって賄われるべき」であり「デジタル化、ネットワーク化に伴う複製の容易化や複製物の質の向上により権利制限の拡大が権利者の利益を不当に害する可能性が高くなっている」「学習者の著作権保護意識の育成に逆効果となる」などの意見が表明されている。同分科会2005「著作権法に関する今後の検討課題」では、学校教育関係における著作権制限の拡大を検討するとともに、逆に範囲の明確化を検討する必要性が議論されている。文芸作品や音楽に関する権利者側は、学校教育の領域では35条を根拠にした権利侵害が甚だしいと見ている。
- 注4) 「利用」は複製や口述や上映などの著作権が働く場合、「使用」は本を読んだり、音楽を聴いたりするような、著作権が働かない場合と説明される。厳密に使い分けられていないこともあるが、ここではこの使い分けにしたがう。
- 注5) 以下、それぞれの場合についてのすべての条文の解釈はしないが、標準的な解釈として加戸守行『著作権法逐条講義』、斉藤博『著作権法』、作花文雄『詳解著作権法[第3版]』、文化庁『著作権法入門(平成16年版)』等を参照している。

参考文献

- 井上理穂子2004「インターネットを利用した大学教育におけるの第三者著作物利用に関する権利制限」『情報ネットワーク・ローレビュー』第3巻pp.1-20
- 岡本薫2003『著作権の考え方』岩波書店
- 岡本薫2004『インターネット時代の著作権2004年版』全日本社会教育連合会
- 越智貢2000「『情報モラル』の教育」越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学電子ネットワーク社会のエチカ』pp.188-217ナカニシヤ
- 加戸守行2003『著作権法逐条講義四訂新版』社団法人著作権情報センター
- 神月紀輔・宮田仁・上林まどか2004「高等学校における知的財産権の保護促進をめざした授業実践」『日本教育情報学会年会論文集』No.20pp.84-87
- 木川裕2000「短期大学生に対する情報関連法規教育の重要性」『武蔵野短期大学研究紀要』Vol.14 pp.103-109
- 北川敬一2002「情報モラル教育の実践と課題」『日本教育情報学会年会論文集』No.18 pp.115-116
- 凍田和美・渡辺律子2004「学校における情報モラル教育に関する研究」『日本教育情報学会年会論文集』No.20 pp.96-97
- コンピュータソフトウェア著作権協会2001『中学校におけるコンピュータ教育および情報モラル教育に関する調査』
- 斉藤博2000『著作権法』有斐閣
- 作花文雄2003『著作権法講座教育・研究・創作者のための著作権読本』著作権情報センター
- 作花文雄2004『詳解著作権法[第3版]』ぎょうせい
- 情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議1998「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」
- 総務省2004『情報通信白書』
- 著作権情報センター2004「学校における著作権教育アンケート調査報告書」
- 坪井雅史・上村崇・後藤雄太・細羽嘉子2000「情報倫理教育アンケート中間報告」情報倫理の構築(FINE)プロジェクト(<http://www.fine.lett.hiroshimau.ac.jp/fine2000/3-5/>)
- 名和小太郎2000「著作権におけるトレードオフ」越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学電子ネットワーク社会のエチカ』pp.240-265ナカニシヤ
- 名和小太郎2004『ディジタル著作権二重標準の時代へ』みすず書房
- 林泰子・宮田仁2004「大学生を対象とした実践的態度の育成を目指した情報モラル教育の研究」『日本教育情報学会年会論文集』No.20 pp.88-91
- 半田正夫2005『著作権法概説』法学書院
- 文化審議会著作権分科会2001「審議経過の概要」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/011201.htm)
- 文化審議会著作権分科会2003「審議経過報告」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102.htm)

文化審議会著作権分科会2005「著作権法に関する今後の
検討課題」([http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/
bunka/toushin/05012501.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501.htm))

文部科学省2002『情報教育の実践と学校の情報化～新
「情報教育に関する手引」～』

文部科学省2004「学校における情報教育の実態等に関す
る調査結果」([http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/
16/07/04072101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/07/04072101.htm))

文部省1991『情報教育に関する手引』